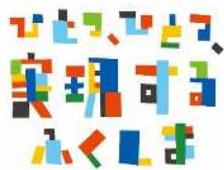


福島県職員採用選考予備試験受験案内



福島県総務部人事課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL (024) 521-7033

【受付期間】

令和5年5月29日（月）～6月29日（木）必着

※ 受付後、特に受験票等の送付は行いません。受験番号については、試験当日の会場受付にてお知らせします。

1. 試験職種、採用予定年月日、採用予定人員及び職務内容

試験職種	採用予定年月日	採用予定人員	職務内容
職業訓練指導員 （電気）	令和6年4月1日	1名程度	職業能力開発校、職業能力開発短期大学校における職業訓練業務

2. 受験資格

昭和57年4月2日以降生まれた人で、次のいずれかの要件を満たす人

- (1) 職業訓練指導員免許（電気科、電子科又は電気工事科）を有する人※1又は令和6年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人
- (2) 職業訓練に係る教科（以下「教科」という。）に関し、(1)の人と同等以上の能力を有すると認められるために必要な学歴、実務経験等を有する人※2又は令和6年3月31日までに当該学歴、実務経験等を有すると認められる見込みの人

- ※1 職業訓練指導員免許を有する人（職業能力開発促進法第28条第3項に該当するもの）の例
- ア. 免許職種に関する職業訓練指導員試験に合格した人
 - イ. 免許職種に関し、1級又は単一級等の技能検定に合格した人で、厚生労働省が指定する講習（以下「指定講習」という。）を修了した人
 - ウ. 免許職種に関する学科を修めた人で、工業、工業実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人
 - エ. 学校教育法による大学において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後当該免許職種に関し2年以上の実務経験を有する人で、指定講習を修了した人
 - オ. 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後当該免許職種に関し4年以上の実務経験を有する人で、指定講習を修了した人
- ※2 必要な学歴、実務経験等を有する人（職業能力開発促進法施行規則第48条の3に該当するもの）の例
- カ. 教科に関し、学校教育法による大学を卒業し、その後4年以上の実務経験を有する人で、指定講習を修了した人
 - キ. 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業し、その後5年以上の実務経験を有する人で、指定講習を修了した人

※ 日本の国籍を有しない人又は地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は受験できません。

3. 試験期日、試験会場及び合格者発表日

区分	試験期日	試験会場	合格者発表日
第1次試験	令和5年7月21日(金) 受付 9:30～9:45 教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:00～15:00	福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室 (福島市杉妻町2番16号) ※ 午前9時45分までに試験会場に集合してください。	令和5年8月4日(金)
第2次試験	令和5年8月31日(木) 受付 9:45～10:00 適性検査Ⅰ 10:10～11:00 適性検査Ⅱ 11:10～11:50 口述試験 13:00～	福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室 (福島市杉妻町2番16号) ※ 午前10時00分までに試験会場に集合してください。	令和5年9月14日(木)

※ 合格者発表は福島県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示するとともに福島県人事課のホームページに掲載するほか、合格者に文書で通知します。
なお、不合格者に対しては通知しません。

4. 試験種目及び内容

区分	試験種目	内容
第1次試験	教養試験(筆記試験)	職員として必要な一般的知識及び知能についての試験(択一式)
	専門試験(筆記試験)	職員として必要な専門的知識及び能力についての試験(択一式)
第2次試験	適性検査	職務遂行上必要な適性に関する検査
	口述試験	人物についての個別面接による試験

5. 試験種目ごとの配点

試験種目	第1次試験		第2次試験		合計
	教養試験	専門試験	口述試験	適性検査	
配点	40	50	75	(適否)	165

※ 適性検査については、適か否の判定となり、得点化の対象とはなりません。
適性検査において否となった場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

6. 受験手続

提出書類に必要事項を記入し、**期間内に郵送又は持参により受験申込先**に提出してください。

提出書類	① 履歴書 ② 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ③ 最終学校の成績証明書(厳封のこと) ④ 職業訓練指導員免許の写し(既取得者に限る) ※ いずれも申込時に提出してください。
	※ 第1次試験合格者については、合格通知に「面接カード」を同封しますので、令和5年8月18日(金)までに受験申込先に提出してください。

受験申込先	<p>■ 福島県商工労働部商工総務課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号</p> <p>※ 郵送する場合は、封筒の表に赤で「受験申込」と書いて、必ず簡易書留にして送付してください。なお、簡易書留によらない郵送で事故が発生した場合の責任は負いません。</p>
受付期間	<p>令和5年5月29日（月）～ 6月29日（木） ※ 必着</p> <p>※ 受付期間経過後の申込みは一切受け付けません。</p> <p>※ 受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。</p>

7. 当日持参するもの

筆記用具として必ず鉛筆（又はシャープペン）と消しゴムを持参してください。

8. 給与

採用されると、本県の条例等に基づき給与が支給されます。

(1) 給料月額

令和5年4月1日現在の大学新卒者の初任給の基準額は196,100円、高校新卒者の初任給の基準額は162,400円であり、職歴等の経歴により決定されます。

また、昇給は原則として毎年1回行われます。

(2) 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務（残業）手当、期末・勤勉手当（ボーナス）などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

9. 試験結果（成績）の提供

この試験の結果については、下記のとおり、受験者本人へ閲覧により提供します。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード等）を持参のうえ、受験者本人が直接下記提供場所へおいでください。

区分	対象者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験不合格者	・第1次試験の得点及び順位	合格発表日から1か月間	福島市中町8番2号 福島県総務部人事課 (福島県自治会館3階301会議室)
第2次試験	第2次試験受験者	・総合得点及び順位 ・適性検査の適否		

10. その他

(1) この試験に関し不明な点は、下記に問い合わせてください。

■ 福島県商工労働部商工総務課

TEL (024) 521-7269

e-mail: syokosomu@pref.fukushima.lg.jp

(2) この受験案内及び提出用紙は、福島県人事課のホームページ

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>)から入手できます。

(3) 障がい等により受験に際し配慮を希望する場合は、申込期間内に福島県総務部人事課 (TEL: (024) 521-7033) まで御連絡ください。

試験会場までのアクセス

JR 福島駅から
徒歩約 15 分



履 歴 書

令和 年 月 日現在

※写真貼付欄
 1 縦36mm～40mm
 横24mm～30mm
 2 単身胸から上
 3 裏面のりづけ

ふりがな 氏 名	試 験 職 種	受験資格 (※該当するものを○で囲む)
	職業訓練指導員 (電気)	(1)・(2)
昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)	性 別	男 ・ 女
現住所 〒		電話 () ()
メールアドレス		

○学歴

年 号	年	月	日	学歴 (高等学校以降を記載)

○賞罰

あり ・ なし (該当する方を○で囲み、「あり」の場合は下記に内容を記載してください)

○職歴 (所属した部署単位に記入し、「従事業務」欄にはできるだけ詳しく記入してください)

従事期間	会社名等	所属部署	従事業務
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			
年 月 日～ 年 月 日			

(裏面へ続く)

○研究実績等

研究テーマ	実施期間	概要
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	
	年 月 日～ 年 月 日	

○資格・免許等（学位等を記載してください）

年号	年	月	資格等種類	内容・分野等

○自己アピール（前記職歴に関連して今までの仕事の実績等をお書きください）

【 宣 誓 欄 】

私は、次のいずれにも該当しません。
また、この履歴書に記入した事項は、すべて事実と相違ありません。

- 1 日本国籍を有しない人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 3 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

令和 年 月 日

氏 名 _____

※日付と氏名を必ず本人が記入（手書き）してください。